

公益財団法人四日市市文化まちづくり財団公告

下記の委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）第23条の規定に基づき公告する。

令和3年2月12日

公益財団法人四日市市文化まちづくり財団理事長 小林 長久

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 四日市市三浜文化会館総合管理業務委託
- (2) 業務場所 四日市市海山道町1丁目1532番1
- (3) 業務概要 四日市市三浜文化会館における次の業務
ア) 電気・機械・空調・給排水衛生設備等の運転保守管理業務
イ) 警備保安業務
ウ) 清掃業務
エ) その他の業務（詳細については、仕様書を参照）
- (4) 委託期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

2 参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 入札の公告の日において、四日市市入札参加資格者名簿（物品・業務委託）（以下「名簿」という。）に登録されている者で、四日市市内に本店を有する者
- (3) 過去5年間（平成27年度以降）に、延べ3,000㎡以上の規模を有する建築物において、①から③のいずれかの業務を元請として、12か月以上継続して履行した実績を有する者
①設備管理業務 ②警備保安業務 ③清掃業務
- (4) 建築物環境衛生管理技術者を配置できる者
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第5号、第7号及び第8号の全ての事業について登録を受けている者
- (6) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による公安委員会の認定を受けている者
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による四日市市長の許可（事業系一般廃棄物）を受けている者
- (8) 入札の公告の日から入札の日までの期間において、四日市市から入札参加資格停止措置を受けていない者
- (9) 入札の公告の日から入札の日までの期間において、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）に基づく排除措置を受けていない者
- (10) 手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者
- (11) その他関係法令、規則等に違反していない者

3 入札参加資格の確認等

(1) 入札への参加を希望する者は、次に定める書類を期限までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書〔様式1〕

(イ) 業務の履行実績書〔様式2-1〕

(ウ) 証明書類

- ・技術者の免状等の写し
- ・警備業法の認定証の写し
- ・一般廃棄物収集運搬業許可証（事業系一般廃棄物）の写し
- ・履行実績の業務内容が確認できる履行証明書又は契約書の写し等

イ 提出先 四日市市文化会館事務所 管理グループ

ウ 提出部数 1部

エ 提出期限 令和3年3月2日(火) 午後3時

(2) 入札参加資格の審査結果通知等

ア 入札参加資格が認められない者については、令和3年3月3日(水)に電話により通知する。入札参加資格が確認できた者には連絡しない。

イ 入札参加資格が認められなかった者は、令和3年3月4日(木)午後3時までに書面により、その理由について説明を求めることができる。

ウ 上記イの規定により求められた説明については、令和3年3月5日(金)までに書面で回答する。

4 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、令和3年3月2日(火)午後3時までに書面により申し出ることができる。

なお、質問に対する回答は、令和3年3月3日(水)以降、四日市市文化会館ホームページにおいて供覧する。

5 現場説明会

本業務における現場説明会は行わない。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

7 入札の執行

(1) 日時 令和3年3月9日(火) 午後3時

(2) 場所 四日市市文化会館 2階 第1会議室

8 入札条件

- (1) 様 式：入札書（指定方式）
- (2) 記載条件：落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札の無効

次の各号に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者のした入札。
- (2) 入札保証金を要する入札に際して、所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札。
- (3) 同一事項に対し、入札者及びその代理人がともに入札したとき若しくは 1 人で同一事項に対し金額の異なった 2 以上の入札をしたとき。
- (4) 金額、指名その他入札に関する要件を確認しがたいとき、又は押印のない入札。
- (5) 入札者が協定して行った入札。
- (6) 入札に際して不正の行為があった入札。
- (7) 誤字または脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (8) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札及び入札の日付を誤り、又はその記載のない入札。
- (9) 再度の入札の入札書に、それまでの最低入札金額と同額以上の金額が記載された入札。
- (10) 前各号に定めるもののほか、あらかじめ指示した条件に違反した入札。

10 予定価格

本業務委託に係る予定価格の事前公表は行わない。

1.1 最低制限価格

本業務委託の最低制限価格は予定価格の 70%（1 万円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる）とし、当価格より低い入札は無効とする。なお、再度入札を行う場合においても、このことにより無効となる入札をした者は再度入札に参加することができない。

1.2 その他

- (1) 本業務は、四日市市公契約条例により、契約時に適正な労働条件の確保に関する報告を求める。（別紙 特記仕様書（公契約条例関係）を参照すること。）
- (2) 談合情報があったときは、入札を中止するか、又は入札の直前にくじを行い、入札に参加できる者の数を減ずることがある。